

帯広市水防計画の主な修正箇所

頁番号	修正箇所
① 市の水防組織に関する修正	
P7 (P1)	第2章 水防組織 水防に関する事務を処理する基準を明確化。 第1節 市の水防組織 水防本部の運用をより明確化し、組織図を追記。
② 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川の基準水位等の変更	
P16～P18 (P3) (P4)	第4章 予報及び警報 第2節 洪水予報河川における洪水予報 洪水予報河川（途別川）の追加及び基準水位等の見直しに伴う修正 第3節 水位周知河川における水位到達情報 洪水予報河川（途別川）の追加に伴う修正（途別川を水位周知河川から削除） 第4節 水防警報 北海道の河川の基準水位等の見直しに伴う修正
③ 水防協力団体について追記	
新設 (P6)	第14章 水防協力団体 水防協力団体の指定、監督、情報の提供及び業務等を明確化。
④ 地域防災無線機の更新に伴う修正	
P42～P43 P45 (P7) (P8) (P9)	資料編 地域防災無線の更新に伴う無線局一覧の修正及び時点修正

注) 頁番号は変更前（現行）計画。（ ）内は新旧対照表の頁番号